

一般社団法人資源・素材学会著作権規程

昭和 57 年 4 月 4 日 制定

昭和 63 年 8 月 1 日 改正

平成 19 年 1 月 1 日 改正

平成 23 年 7 月 20 日 改正

第1条 本規程は、一般社団法人資源・素材学会(以下本会という)が編集発行する「Journal of MMIJ」及びその他の著作物、及び本会が投稿を受け付け、査読を行い、掲載を決定して、他学協会との共同刊行誌に掲載する論文、の著作権の取り扱いに関して取り決めるものとする。

第2条 本規程において用いる用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

① 本編集著作物等

本会(部門委員会や地方支部も含む)が編集発行する全ての著作物(媒体を問わない。また、これらの著作物に掲載される記事、論文その他の著作物を包含する)並びに本会の部門委員会及び研究委員会が行う報告(第三者と受託契約を締結しているか否かを問わない)の全てを意味する。

② 著作権

複製権、上映権及び演奏権、上映権、公衆送信権等、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権、並びに二次的著作物の利用に関する原作者の権利を全て含み、かつ、編集著作権及び著作権法に基づく補償金請求権等も全て含まれる権利を意味する。

第3条 本編集著作物等の国内外の一切の著作権は、全て本会に帰属する。ただし、本会と本会外の第三者との間の受託契約等に特別の定めがある場合を除く。

第4条 本会は、本編集著作物等の著作者が、自らの著作物を非商業的利用の目的で、使用、公表、又はこれを翻訳・翻案等して利用することに異議を述べない。

2. 前項の利用に際しては、当該著作物が本会の発行した編集著作物に掲載されたものであることを明記することを要する。

第5条 著作者が、本会に著作物を投稿又は寄稿するにあたっては、当該著作物が本編集著作物等に掲載等された時点で、当該著作物の著作権を本会に無償で譲渡することを承諾するとともに、別に定める書式の承諾書を本会に提出するものとする。ただし、承諾書の提出がなくても、本会が本編集著作物等へ掲載することが妨げられるものではない。

第6条 本編集著作物等の内容については、当該著作物の著作者自身が責任を負うものとし、当該著作物について第三者の著作権の侵害、名誉毀損またはその他の紛争等が生じた場合にはその著作者自身が責任をもって処理にあたるものとする。また紛争等によって本会に損害を与えた場合には、当該著作物の著作者は本会に対して損害を補填するものとする。

第7条 本規定の改廃は、編集及び出版委員会の議決を経て、理事会の承認を得ることを要する。

付 則 この規程の改正は平成 23 年 7 月 20 日より実施するが、遡って適用されるものとする。